

# 福祉

## 現況届の提出を

### ◆在宅重度障害者手当受給者の方

在宅重度障害者手当を受給している方は現況届を提出してください。これは受給者の受給資格と所得状況を確認し、引き続き手当が受けられるかどうかを決定するものです。現況届などの用紙は、介護障がいグループから受給者へ郵送します。

必要事項を記入・押印のうえ返信用封筒にて郵送してください。届かない場合は、連絡してください。

**提出期間** 8月1日(木)～31日(土)

**提出書類** 現況届、同意書

※平成31年1月1日現在、高浜市に住民登録のない方は、所得証明の提出が必要です。

### 提出・問合せ先

☎ いきいき介護障がいグループ

☎ 52-9871

### ◆特別児童扶養手当の受給者の方

特別児童扶養手当を受給している方は現況届を提出してください。

現況届に必要な書類などは、介護障がいグループから受給者の方へ郵送します。

### 提出期間

8月9日(金)～9月11日(水)

※日曜日・祝日は受付できません。

※土曜日は混雑が予想されますので了承してください。

### 提出・問合せ先

☎ いきいき介護障がいグループ

☎ 52-9871

### ◆児童扶養手当・遺児手当受給者の方

現況届に必要な書類などは、地域福祉グループから受給者の方へ郵送します。

**提出期間** 8月1日(木)～31日(土)

※日曜日・祝日は受付できません。

※土曜日は混雑が予想されますので了承してください。

### 提出・問合せ先

☎ いきいき地域福祉グループ

☎ 52-9871

## 児童扶養手当を振り込みます 年6回払いになります

児童扶養手当を8月9日(金)に指定された口座に振り込みます。記帳などで確認し、振り込みがない場合は、連絡してください。

次回分からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、地域福祉グループで手続きをしてください。

### 【支払回数の変更】

児童扶養手当の支払回数が、11月から年6回(奇数月)になります。支払月が変わる11月については、8～10月の3か月分、令和2年1月以降は2か月分の支払となりますので留意してください。変更前は年3回(4、8、12月)でした。

### 問合せ先

☎ いきいき地域福祉グループ

☎ 52-9871

### 今後の支払スケジュール(2019年4月～2021年3月)

2019年						2020年			2020年						2021年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)				支払	支払		支払		支払		支払 (現況届)	支払		支払		支払	支払		支払

## 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

**支給要件** 次のすべての要件を満たす方

- 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- 基準日(令和元年10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
- 基準日(令和元年10月31日)において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

**支給額** 17,500円

**申請期間** 8月1日(木)～12月2日(月)

※原則、児童扶養手当現況届の手続きと同時に受付をします。

※土曜日は混雑が予想されますので了承してください。

### 持ち物

- ① 認印
- ② 戸籍謄(抄)本
- ③ 本人確認書類および振込口座確認書類(児童扶養手当の受取口座以外を指定する場合)

※詳しくは問い合わせしてください。